

海岸漂着物処理推進法 見直し検討の議論に向けて

1. 法律制定時点における検討課題
2. 法律施行後における現場の課題
3. 中期的視点からみた要検討課題

2012(平成24)年12月11日

特定非営利活動法人パートナーシップオフィス(山形県酒田)

理事 金子 博

1. 法律制定時点における検討課題

(1) 制定当時における現状認識

○偏在した漂着物

- ☞ 2割の海岸に全体の8割の漂着物

○被害甚大海岸抱える自治体の財政負担の増大

- ☞ とくに島しょ地域、過疎地域

○漂着物の状況が異なる、移動性という特徴

- ☞ 国外起因と国内起因の漂着物の混在

- ☞ 海域起因と陸域起因の漂着物の混在

○都道府県担当者の現状認識(理解)の不足

- ☞ 海岸管理者が現状を把握できていない

1. 法律制定時点における検討課題

(2) 積み残しの課題

○都道府県の地域計画に対応する「国の計画」

☞「基本方針」の策定に止まった

○「漂流」「浮遊」「海底堆積」状態物の扱い

○関連法令の見直し

☞財政上の措置、制度上の議論の不足

経済対策・地域グリーンニューディール

基金への上乗せで対処

○専門家会議のメンバー

☞河川環境保全、3Rの関係NPOも不可欠

2. 法律施行後における現場の課題

(1) 都道府県担当者の現状認識に大きな差異

○NPO／NGOとの関係が希薄な場合、多様な主体が連携した普及啓発活動等へ使われず、回収処理事業を中心に予算が執行されている。

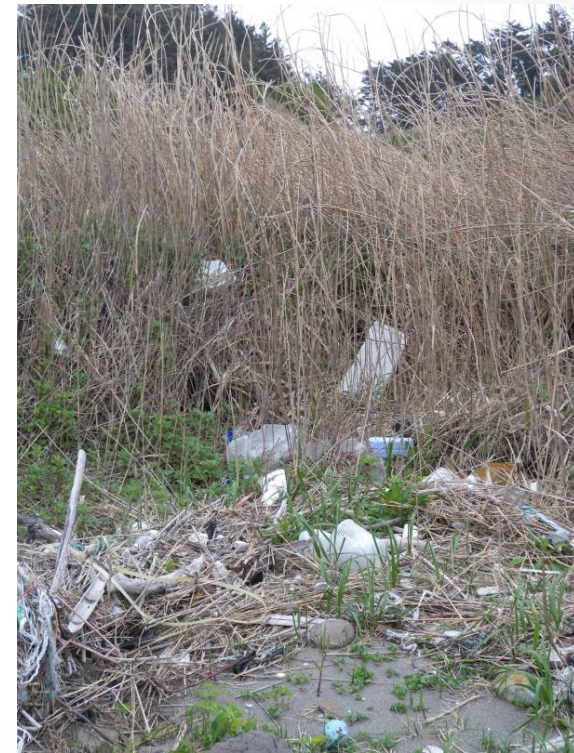
○市町村、NPO等への情報の流れが細いため、現場の実状に対応できていない。

○地域計画のレベルに差異があるため、県域を越える広域的な対応は希薄になっている。

2. 法律施行後における現場の課題

(2) 実状に沿った回収事業が実施できない

☞ 例；海岸林の中や、
海岸段丘上の漂着物は対象外



2. 法律施行後における現場の課題

(3) 法律制定の成果として

- 都道府県の一部においては、海岸漂着物対策へ主体的に取り組む機運が高まった。
- 「地域計画」の策定が予算執行の前提条件となっていたことから、海洋ごみ(海岸漂着物)問題に対する行政担当者の理解や認識も深まった。

3. 中期的視点からみた要検討課題

(1) 積み残した課題への対応

○国として取り組むべき事項と工程表を入れた
「基本計画」の策定

☞ ホノルル戦略(2011)に基づく行動計画

○「漂流」「浮遊」「海底堆積」状態物の扱い

☞ 震災起因による洋上漂流物問題など

○財政上の措置(第29条)

状況に応じた対策予算の措置(離島以外も含む)

3. 中期的視点からみた要検討課題

(2) 法律に規定された事項の順守(具現化)

○ごみ等を捨てる行為の防止(第23条)

○民間の団体等との緊密な連携の確保等(第25条)

○海岸漂着物対策推進会議、専門家会議(第30条)

○法制の整備(第31条)

(3) 調査研究等の手法検討の適正化(第28条)

•